論点メモ (従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行)

|1. 標準的様式の活用状況等に係る地方自治体への調査結果について|

(1) ①本年度からすでに標準的様式を活用している地方自治体も存在するが、事業者が従業員からの請求に基づいて就労証明書の作成事務を行うにあたり、どの地方自治体が標準的様式を活用し、どの地方自治体がこれを活用していないかを把握するために、追加の事務負担が生じると考えられる。また、②事業者が直接地方自治体に対して標準的様式を活用するよう要請を行っている例もみられているが、そのような事業者において、どの地方自治体が活用または活用予定とし、どの地方自治体が活用する予定はないとしているかについて一覧性をもって把握することができれば、事業者による普及活動の事務が効率化し、標準的様式の普及促進につながると考えられる。

以上①及び②の点を踏まえ、「見える化」を行うべきであり、調査における下 記のそれぞれの区分に属する地方自治体の一覧を作成し、公表していただきたい。

- ・平成30年度(4月)入所分から活用予定
- ・平成30年度(5月以降)入所分から活用予定
- ・平成31年度入所分から活用予定
- ・活用するか検討中
- 活用する予定はない
- (2) 就労証明書の標準的様式について「活用するか検討中」(51%) 又は「活用する 予定はない」(12%) と回答した自治体が約 64%と多数を占めている。本年3月 に改定された基本計画では、本年夏頃までに「調査結果等を踏まえた標準的様式 の見直しを含む必要な対応の検討」を行うとしているが、標準的様式の普及が進 んでいない現状や「活用する予定はない」と回答した自治体の事情を踏まえ、ど のような対応策を検討しているか。標準的様式自体の見直しが必要になるのか。
- (3) 民間企業が直接地方自治体に標準的様式を活用することを要請していることなど、下記(※1)~(※4)の点を踏まえ、関係省庁は民間企業の要請内容についてヒアリングを行い、普及目標を設定の上、「事業者目線」で、ハイレベルも含めて早急に地方自治体への働きかけを行うべきではないか。
 - (※1) 2020 年3月までに行政手続コストの30%以上削減(基本計画)という目標を達成するためには、遅くとも32年度入所分から、より多くの地方自治体において標準的様式を活用していただくことが不可欠。

- (※2) 従業員の居住地が複数の民間企業が共同で複数の自治体に対して標準的様式を 活用するよう働きかけを行っている例もみられている。基本計画において、コスト計測について特定1事業者の調査結果を引用しているが、全国における事業者 のニーズを十分に把握できていないのではないか。
- (※3) 就労証明書の標準的様式について「活用するか検討中」又は「活用する予定はない」との回答した地方自治体の理由として、「活用するかどうかの検討に十分な時間が必要」との回答が最も多い(53%)が、昨年8月の標準的様式の自治体への通知から1年近くが経過する。本年夏頃を目途に行うとしている地方自治体への再調査においては、この点は理由にはならないのではないか。
- (※4)「活用する予定はない」と回答した地方自治体が12%存在するが、これらの地方 自治体はなぜ活用する予定はないのか。地方自治体側の事務負担の観点等で活用 する予定はないとしているのであれば、そのように回答した地方自治体、特に、各 都道府県の中核的都市に対して、個別に強く働きかけを行うべきではないか。

|2. 就労証明書の電子化への対応について|

保育所の入所手続を電子申請で完結できるようにするために、就労証明書について、少なくとも、紙で印刷したものに社印等の押印を行うという方法はなくしていく必要がある。下記の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」や「デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドライン」等を踏まえ、就労証明書の電子化をどのように進めていくのか、工程を明確にすべき。

・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について (平成30年6月15日 閣議決定)(抜粋)

第1部Ⅱ. 1(3) デジタル改革の基盤整備

② API 整備の推進

ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップサービスの実現に向けては、行政機関だけでなく、民間までも含めた情報やシステムの連携を実現する必要があることから、行政機関における API の整備・公開を推進する。

また、行政機関間及び行政機関-民間間におけるシステム連携・情報連携を円滑に行うためには、API が標準化・共通化された形で効率的に提供されることが望ましいことから、既に稼働中のシステムにおける利用者への影響も考慮した上、このための方策を検討し、取り組む。

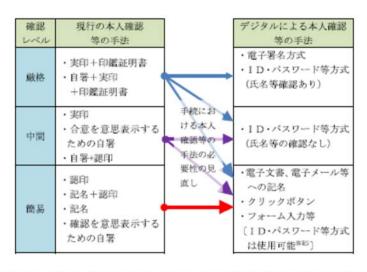
特に、マイナポータルの API 連携を活用し、「法人設立ワンストップサービス」として、 まずは、平成 31 年度中に、法人設立登記後の手続をワンストップで完了できるようにする とともに、平成32年度中に、法人設立登記手続も含め、関係する全ての手続をワンストップで完了できるようにすべく、関係機関においてもシステム開発等を進める。また、民間事業者とのAPI連携により、設立法人の預金口座開設などの手続もシームレスに可能とするとともに、法人共通認証基盤の活用を含め、法人デジタルプラットフォームとの連携を検討する。

さらに、<u>保育所入所申請において必要な就労証明書の電子化</u>や、民間が発行する行政手続に必要な各種証明書データの電子郵便・私書箱サービスを活用した連携について、<u>平成31年度から段階的に開始する</u>とともに、従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のワンストップ化についても、「法人設立ワンストップサービス」を実現する仕組みの有効活用を含め検討を進め、平成32年度から順次開始する。

・デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドラインについて(平成30年5月29日内閣官房IT総合戦略室提出資料)(抜粋)

1-2. 確認レベル分けと手法一覧

現行の本人確認手法と、上記のデジタル確認手法の対応関係は、下表の通り整理される。



デジタルによる本人確認等ができるまでの間、デジタル以外の本人確認等の手法で実施継続する場合においても、確認レベルの見直しを図る。

その際、手続の窓口において行われている慣習等による取扱いパラツキを廃し、業務の標準化を図り、BPRを推進する。

- ①厳格:例えば、生活維持や事業継続に関して深刻な影響をもたらす権利の変更等で、写真付きの身分証による本人確認等が求められるものをいう。 ②中間的:例えば、行政手続等で、行政処分後に疑義が生じたときに、手続を行った者に対し、その内容の再確認が求められる場合があるものをいう。 ③簡易:例えば、以下のものをいう。
 - (1)閲覧・縦覧の申請書、施設の利用申込書等であって、その対象が不特定の者のうち、本人を確認する必要のないもの
 - (2)履歴書、住所変更届、廃業届等で、単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの
 - (3)公金の収納等で、記名による記録や一連の流れにより真正性の確保が可能なもの
 - (4)届出等の申請手続で、仮に本人以外が申請した場合でも、本人に不利益が生じることが想定されないもの
 - (5)国と継続的な関係にある者からの届出・報告等で、身分証等を確認しなくても当該本人からのものかどうかについて紛れのないもの
 - (6)受験願書、資格更新の申請等で、当該本人であることの確認が、一連の手続の過程で運転免許証、パスポートを始めとする公的証明書の提示等他の手段により可能なもの。